

◆小野峯生委員 それでは、私のほうからも、今ほどそれぞれ質問がありましたけれども、今回の加治川治水ダムの操作規則違反に関連してであります。ほかの7つのダムにおいても、その後の調査で点検時の操作規則違反と。これは永年、慣習的、慣例的に行われていたというふうなことが、その後の調査で判明したわけでありまして。今ほどそれぞれの委員からの指摘もあつたとおり、ルール違反、規則違反ということに、形式上はなるのでしようけれども、単なるルール違反、規則違反という、ほかの単なる違反とは、これは趣が全く違うと言っていると思います。それぞれ指摘がありました。人命にかかわる、生命にかかわる問題でありますから、その辺のところを、そういう観点から、もっと重大なことと、土木部長はじめそれぞれ課長も非常に反省して、これからきちんと対応していくというふうな答弁があつたわけでありまして。その辺の観点からの皆さんがたの認識というのは、どのようになっているのでしょうか、伺いたいと思います。

◎棚橋元河川管理課長 操作規則違反の認識でございますが、今回、観光放流の実施に当たりまして、操作規則に違反していたことで、下流で楽しんでいた御家族の生命を危険にさらしてしまったことについては、本当に申し訳なく思っております。ダムというのは大規模な施設であります。人工的に河川の流況を変化させるということで、その影響は非常に大きい。ダムからの放流によって、下流の水位に急激な変化をさせ、危害を防止する見地から、この規則の遵守に関しては、本当に十分に留意しなければならないというふうに認識しております。永年、慣習で通知等を行わずに点検時に放流を伴うゲート操作をしていたことで、これまで顕在化はしていませんでしたけれども、危険な状態にあつたということで、現在は大変重く受け止めているところでございます。

◆小野峯生委員 この操作規則、操作細則というのは、国の河川法第14条でしたでしょうか、それに基づいて、新潟県のそれぞれのダムが十幾つありますが、この規則は、ダムごとに制定されているというふうに思っているわけでありまして。これは多分、先ほど柄沢委員のほうからも指摘がありました。それぞれの、やはり川の形状が違ったり、いろいろなことがあるというふうなものも含めて、多分そういうふうな一つ一つのダムごとの規則、細則というふうなことで制定されているのだと思っております。

うがった見方をさせていただいて恐縮なのですが、サイレンの音が非常にうるさいというふうな住民からの苦情があつてというふうなことで、永年、ダムの点検等々のときも、サイレンあるいは住民への周知、関係機関への通報がなされていなかったというふうなことであります。素人で申し訳ないということも含めてなのであります。そういう状況において、かりに永年そういうふうな慣習で、サイレン等がなされていなかったというふうなことであればと。サイレン自体も音を出すわけですから、定期点検等々のサイレンを鳴らすとき、その点検のときさえも、サイレンが正常に動くかどうか、鳴るかどうかも含めて。あるいは、ダムの機能ですね。ほかの機械の機能だとかも含めて、永年、点検もなされていなかったのではないかと。というふうに、県民的には。私は、村上市のほうで地元でありますけれども、三面ダムもその一つ、点検のときに警報等々が出されていなかったところの一つであります。そういうふうな見方もされないわけではないと思います。ということで、その辺のところは、今まできちんと行われていたのですねということをお聞きしたいわけでありまして。これは、そういうことはありませんというふうな答弁を期待するわけでありまして、いかがでしょうか。

◎棚橋元河川管理課長 ダムの点検ですけれども、操作規則、操作細則では、点検整備基準というものを定めることになっております。ダムの点検については、この点検整備基準に基づいて実施をしているところです。サイレンなどの放流警報設備は、日常点検のほか月に月点検、年点検というものを行いまして、設備が正常な状態に保たれるように維持管理をしているところです。日常点検につきましては、毎日、ダム管理所からテスト制御を行って、無線回線、各警報所の電源状態の確認を行っております。それから月点検。これは各警報所を毎月1回巡視して、点検整備をしております。点検方法ですけれども、目視や手動を基本として行っております。具体的には、警報設備のコードが切断されていないか、異音、異臭がないか、アンテナが折れていないか、サイレンは確実に鳴るか。これは実際にサイレンを鳴らしています。ただ、長時間ではなくて短時間の鳴らし方なので、苦情という部分では、割合心配しなくてできるということです。そういうことで、サイレンの点検

というのは、こういうやり方でやっています。このほかに、年点検ではさらに専門的な視点で点検を行うために、年1回専門業者に委託して点検を行っているということでもあります。サイレン以外のダムの施設。これは当然、ダム本体、あるいはゲート、巻き上げ機、バルブ、電気通信設備など、いろいろなものがありますけれども、これも点検基準に位置づけておまして、サイレンの点検と同様に、日常点検、月点検、年点検という基準に添って定期点検を実施しているところがございます。

◆小野峯生委員 ということは、きちんとやっていると。心配はないというふうに受け取ってよろしいですね。

◎棚橋元河川管理課長 そのとおり受け止めていただいてけっこうです。

◆小野峯生委員 先ほどから指摘があるのですが、今回の事故によって管理連絡体制、危機管理の不備がやはり明らかになったと言わざるをえないということでもあります。つまり、この件に限らずなのですが、やはり県庁の庁内ガバナンス、これは日本海横断航路の質疑のときも、ものすごく、今でも指摘されているわけでありまして。ほかのことは皆さんがたは、庁内全体のことでありますから、なかなか言及しづらいと思いますが、この件についてのガバナンス、皆さんがたのガバナンス、この連絡体制等々を含めてです。例えば具体的に、メールを配信するだとか、いろいろなことが出てきているようであれば、より具体的な対応についても、これはきちんと、洪水時期でもありますので、特にこれも含めてですね。昨日、今日も豪雨というふうな状態になっているわけでありまして。きちんとこれを確立して、具体的に行動を起こさなければいけないと思っているのですが、この点の具体的な対応策について、少し伺いたいと思います。方針とかそういうふうなことではなくて、きちんとした具体策を教えてくださいませんか。

◎棚橋元河川管理課長 ダム管理に関する具体的、抜本的対策ということですが、点検を含むダムの操作につきましては、とにかく操作規則、操作細則を厳守するということでもあります。

それから、観光放流については、安全が確認されるまでは行わないということ。そして、危機事案発生時の連絡体制の不備、それから危機管理意識の欠如に関する具体的、抜本的対策につきましては、去る6月21日から23日に、防災局の主催で危機管理推進会議が開催されました。危機事案発生時の対応の在り方の再確認と徹底が全庁的に図られまして、これを踏まえて、土木部として、6月23日付の土木部長通知で、危機発生時には通常の行政における意思決定ルートにかかわらず、ちゅうちょなく中抜き通報することについて、周知徹底が図られております。さらに6月26日付で、河川管理課長と砂防課長の通知で、施設に起因する危機事案の発生時には、一斉メール等の使用を徹底して、素早く上司に伝達するとともに、文字による情報伝達によって情報の欠落等を防止することの徹底を図っております。

◆小野峯生委員 そういうふうな対策が執られている、執るというふうなことではありますが、その一斉メール等々も含めて、連絡統制はきちんとやるというふうなことになろうかというふうに思っております。具体的に、いつ、だれが、どのような時点で何の行動を起こすか。起こさなければいけないというふうなことまで、きちんと皆さんがたはと。水防災意識社会再構築ビジョン、この間、私の地元の荒川に係る会議もあったのですが、ここにおられるかたの中にも一部、来ていただいたかたもおられます。あの指揮命令系統の一翼を担う県の皆さんが、きちんとやはり見本を示してと。ちょっとその点では、今回のこういうふうな事故を起こしてしまったというふうなことについては、なかなか市町村とか団体等々の皆さんに、何だろう、言い訳が立たないというか、ちょっと格好悪いよねというふうなところも含めて、思っているのですが。その辺のところは皆さんがた、重々に反省もしているというふうなことですから、これ以上、申し上げません。

ですが、いわゆる規則、細則ですよ。操作規則、操作細則については、先ほど、柄沢委員のほうからもあったのですが、これをまずは厳守することと言っているのですが、この規則、細則は、県議会に諮らなくても、当然、皆さんがたでできるわけでありまして。ですから、それぞれのダムを管理するかたがたとか、あるいはそのほかも含めて、観光放流だけではなくて、絶えず常に見直すべきであるというふうな。これは規則、細則ですから、原則的にそのほうがいいと。その辺の現状の、規則さえ守っていれば、ルールさえ守っていればいいというのではなくて、より安全度を増すために水防災意識社会再構築ビジョンもそうですが、いつ何どき、どういうふうな災害があるかわからない。そのための準備を進めていく。そのために指揮命令系統等もきちんとしておくというわけですから、その辺も常に頭の中に入れて、見直すべきことはちゅうちょなく見直すというふうな

心構えで、きちんと意識を持ってやっていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

◎美寺寿人土木部長 正にそのとおりでございます。私ども、法にのっとって、また規則、細則にのっとって、すべての施設等を整備、また管理しておりますので、当然きちんと、遵守するというのももちろんのことですが、もう一度、そういった意識、また危機管理体制をきちんと認識しまして、やっていきます。また、ガバナンスということでも、報告は、いなければとにかく上へと。とにかく判断できる人が危機感を持って動く、自ら動くというようなことを、やはりいざというときには自ら動けるような組織であるべきだというふうに思っておりますので、そういったことを踏まえまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

◆小野峯生委員 この件について最後にいたしますが、皆さんがたは、被害者のかたがたのところへ行って謝罪をしたり、補償のことも話をされてきたというふうなことであります。あるいはもっと大勢のかたがたが最悪の場合になった場合というふうなことを仮定して考えてみますと、これは民事のほうだけでなく、刑法のほうの処罰というふうなものも、考えられない事態ではないのだと思っています。管理の瑕疵（かし）責任は、重大なことになれば、過去にも全国的にそういう例もありますけれども、業務上過失致死傷罪に問われる可能性も、状況によってはありえないわけではないというふうに思っております。そういうことも認識をきちんとされて、そういったうえで改正等々も含めてやっていただければと思っています。皆さんがたは、これだけいろいろなことを反省もし、対策も練るといふようなことでありますから、ここまで言うのはいがかがかなと思ったのですが、そういうふうな例もやはりありえるというふうなことを、職員の皆さん、あるいは関係の皆さんもきちんと認識していただいたうえで、やっていただければと思っていますので、お願いしたいと思います。

次に、空き家対策について質問したいと思っております。空家等対策の推進に関する特別措置法。これはいわゆる空家法と言っているのですが、全面施行されたのが2015年5月で、約2年間が経過すると。この目的は、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているというふうな観点から、地域住民の生命、財産を保護するとともに、生活環境の保全を図る。また、その活用を図るためというふうな目的で制定されたということですが、もちろんこれは個人の所有物でありますので、その辺のところは十二分に配慮はしながらというふうなことで進めるということが、大前提であります。この法の中で、市町村は空き家の所在だとか、所有者の把握のための必要な調査、情報の提供を求めることができるという、いわゆるできる規定がされている。空き家の状況確認、空き家の実態調査をすることを、この法は求めているというふうに思っております。本県の調査の状況、また、協議会も設置することができるというふうなことでありますが、その計画の策定状況、協議会の設置状況について、まず伺いたいと思います。

◎坂井徹都市政策課長 まず、空き家等の実態把握について、お話をいたします。県内市町村は、平成27年の法施行以前からも、空き家の適正管理に関する条例を定めるなど、空き家対策に取り組んできた経緯があり、それぞれの地域性や実情等を考慮して、空き家の実態把握に努めてまいりました。空き家の実態把握の手法は、調査員による現地調査、地域や自治会からの報告に基づく調査、水道の開栓状況からの調査、危険家屋のみ対象とした調査など、市町村によってさまざまでございます。現在、それぞれが定めた調査手法に基づきまして、12市町村が実態把握を完了してありまして、そのほか10市町村で現在、調査中ということとなっております。そのほかの市町村についても、順次、調査に向けて進められております。

次に、空家等対策計画の策定状況についてでございますけれども、本日現在ということですが、8市町で策定済みということで、15市町村で策定中又は策定予定ありということになっております。

続いて、協議会についての設置状況でございますが、これも本日現在ということで、法定の協議会は4市で設置済みでございます。5市町村で設置予定ありということで、ただし首長の参画を要しない、法によらない任意の協議会は11市町村で設置済みでありまして、法定と合わせて15市町村で協議会が設置されているという状況でございます。

◆小野峯生委員 全国でもまだ2年あまりで、いろいろと動いているというふうな状況であるわけでありまして、早々、全県的に。それぞれ他県も、広がっているわけではないけれども、いろいろ問題のあるところから、意識を持ってやり始めているというふうな状況であります。今ほど、説明がありました、成果については、皆さんがたはどういうとらえ方をしているのですか。全国的に見て、順調にいつているほうかなというふうには。他県と比較してみたら、こんなものかなと思

っているのですが、その辺、感想はいかがでしょうか。

◎坂井徹都市政策課長 まず、計画の策定済みの8市町についてでございますが、パーセントにしますと27パーセントということで、全国では20パーセント超ということで、全国の状況よりやや進んでいるという状況になっています。それから、今後の予定についても、大体、15市町村ということではありますが、これも全国並みになっているというようなところでございます。

◆小野峯生委員 この法律の第2条2項で空き家等をそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等の場合、これを特定空家等と定義すると。適切にこのような状態で管理されていない空き家を特定空家等に指定することができるというふうになっているわけですが、いちばんこの辺が、把握してどうするかというふうなことの基本になっていくのかなとは思っているのですが、県内における特定空家等の認定の状況について、伺いたいと思います。

◎坂井徹都市政策課長 特定空家等の認定状況についてでございますが、空き家法第2条第2項に定める県内の特定空家等につきましては、平成29年3月末現在で新潟市、柏崎市、十日町市、見附市、燕市、妙高市、上越市、胎内市の8市におきまして、それぞれの基準がございまして、その基準に基づいて認定をされているということでございます。

◆小野峯生委員 市町村は、今ほど申し上げた適切な管理促進のために、この所有者に対して助言、指導、そしてだんだん強くなっていくのですが、勧告及び命令というふうなものを、いろいろとやり取りしながら、理解を得ながらということが大前提なのでしょうけれども、することができるということ。改善に向けた必要な措置がなされない場合は、一定要件のもとで、行政代執行により強制執行も可能とされているわけですが、これらの措置状況がどうなっているのか。また、どのような成果と課題等々が見られているのか、その辺について伺いたいと思います。

◎坂井徹都市政策課長 市町村が所有者等に対して行う行政指導等の措置状況についてでございます。平成28年度の特定空家等に対する措置実績といたしまして、助言又は指導が7市町村、勧告が4市町村、命令が2市、代執行が2市、略式代執行が1市というふうな状況になってございます。効果ということでございますけれども、措置の結果、空き家の所有者等が特定できた場合には、改善に応じるケースが多いものの、所有者が経済的困難な状況であるため対応が難しかったり、相続放棄などにより所有者の特定が困難となり、改善されないといった課題があると聞いております。

◆小野峯生委員 先ほど申し上げましたように、保安上だとか、衛生上等々の四つの分野で定義づけがされて、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドライン。判断の参考となる基準、あるいは一般的な考え方が、このガイドラインには示されているわけですが、具体的な判断基準、評価、認定方法の実態は、市町村に任されているというふうなことがあります。なかなか市町村も、独自にいろいろと制定するというか、そういうふうなことが難しい、なかなか無理があるというふうなことで、県内で統一の基準、マニュアルを示して、これで進めていこうじゃないかというふうなことで進めている県もあってありますけれども、わが県では、どういうふうに検討されているのか。この辺が、進んでいる県はやり始めているということではありますが、どう対応していくのでしょうか。

◎坂井徹都市政策課長 特定空家等の認定基準の策定に向けた県の支援策ということでございますけれども、市町村で特定空家等を認定する際に、手続きを明確にするため、基準を策定することは、当然、望ましいと考えております。本県では、平成29年6月末現在、10市において特定空家等認定基準を策定しております。委員御指摘のとおり、他県でも市町村に都道府県としての参考基準を示すことにより、市町村の基準策定の円滑化を図る事例もあって聞いております。しかし、空家法上、特定空家等の認定は、市町村長に権限があるところであり、本県の場合、広くて各地域の風土、気候等の違い、これまでの条例による取組などの経緯などから、認定に対する考え方が非常にさまざまでございます。本県で統一的な基準を示すことはなかなか難しいと考えております。

本県といたしましては、市町村の空き家対策担当者を対象とした連絡調整会議を開催するなど、このような枠組みを活用して策定済みの市町村基準、先進自治体の事例などを情報提供することに

よりまして、今後の基準の策定を予定している市町村の支援に努めたいと考えております。

◆小野峯生委員 なるほど。皆さんがたも認識は同じだと思っているのですが、人口減少がどんどん進んでいっている中で、これはやはり真剣に、県も市町村もこれから考えて、きちんと対処していかなければいけない大変重要な問題であります。今、都市政策課長が話をされましたけれども、それだけで本当にいいのかなと思っているのですが、もっと積極的に、きちんと市町村とも連携のうえで、進めていかなければいけない時期なのだろうというふうに思っております。その辺を考慮のうえ、お願いをしておきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

◎坂井徹都市政策課長 先ほど、少しお話ししましたけれども、本県の特徴などを考慮しまして、現在におきましては、すでに10市が基準を持っているというようなこともあります。それから、これまでの市町村の取組の中で、ある程度、市町村にも裁量を持たせた中での主体性を持たせるというような意味もありまして、現在のところは、先ほど申した方針で進めております。また担当者会議、庁内の関係課会議もございまして、さまざまなニーズを把握しながら進めてまいりたいと思います。